

情報公開制度の概要

1．開示請求権制度

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の定めるところにより、どなたでも国際農林水産業研究センターの保有する法人文書の開示を請求することができます。

2．開示請求できる文書

当センターの役職員が職務上作成又は取得した文書、図面、電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、当センターが保有しているもの。

ただし官報、白書、新聞、雑誌、書籍等の市販物等や当センター図書館が保有する歴史的資料又は学術研究用資料等は開示請求の対象から除かれます。

3．開示請求窓口（情報公開窓口）

- 本所（つくば）：総務部庶務課

〒 305-8686 茨城県つくば市大わし 1 - 1

電話：029-838-6313 FAX：029-838-6316

- 熱帯・島嶼研究拠点（石垣）：総務部総務課

〒 907-0002 沖縄県石垣市真栄里川良原 1 0 9 1 - 1

電話：0980-82-2306 FAX：0980-82-0614

4．開示請求

開示請求書に必要な事項を記載して、当センターの情報公開窓口へ提出するか又は送付してください。

開示請求には開示請求手数料（法人文書 1 件につき 300 円）が必要です。手数料の納付は、銀行振込、郵便為替又は現金のいずれかの方法のうちから選択し、開示請求書提出の際に納付してください。

5．開示・不開示決定の通知

開示・不開示の決定は、原則として、請求のあった日から 30 日以内に行い、書面で通知します。（その場で直ちに公開することはできません。）

6．開示の実施

開示決定の通知を受けた方は、文書又は図画の場合には閲覧又は写しの交付、電磁的記録の場合には別に定める方法により、開示の実施が受けられます。

開示の実施を受ける方は、通知のあった日から 30 日以内に、開示の実施方法を選択し、所定の開示実施手数料を添えて書面により申し出てください。また写しの送付を希望する方は、手数料のほかに送料が必要となります。

なお、手数料の納付の方法は、銀行振込、郵便為替又は現金のいずれかの方法により

ますが、開示決定の通知において、開示実施手数料の額等必要な事項、手続きが記載されていますので、これに沿って手続きを進めてください。

7. 不服申立て

不開示決定、一部開示決定等に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。

不服申立てがあったときは、情報公開審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて不服申立てに対する裁決又は決定を行います。

なお、不服申立てとは別途に、裁判所に対して決定等の取り消しを求める訴訟を提起することもできます。